

鳥取県特別会計条例の一部改正について

1 条例の改正理由

農業改良資金助成法が一部改正され、同法の規定に基づき設置している鳥取県農業改良資金助成事業特別会計が廃止されることに伴い、就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るとともに、農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図るため、新たに特別会計を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに特別会計を設置する。

名 称	設 置 目 的
鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 住民生活にとって大事な分野でありながらこれまで光が十分に当てられてこなかった分野における取組を充実させるため、新たに基金を設置する。

(2) 県民、特定非営利活動法人、事業者等の自立的活動を後押しすることにより、これらの主体がともに支え合う仕組み及び体制の拡大と定着を図るため、鳥取力創造運動推進基金の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県住民生活に光をそそぐ基金	DV対策等の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。

(2) 鳥取力創造運動推進基金の処分事由に、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときを加える。

(3) 施行期日は、公布日とする。